

秋田県聴覚障害者支援センター通信

第17号

2024. 8 発行

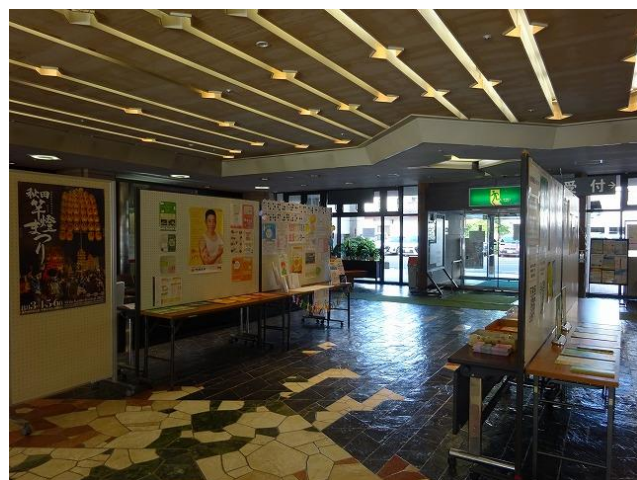
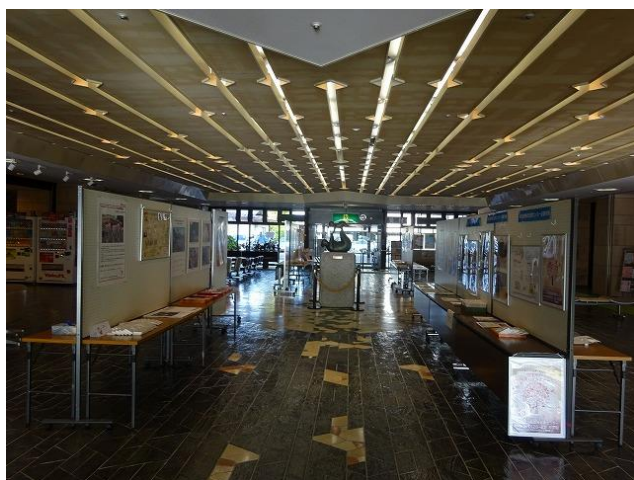
みみこみ

Ver.2.0

会館PRフェスティバルについて

当センターが入居している秋田県社会福祉会館において、令和6年8月3日から8月6日の間、会館PRフェスティバルが開催されました。

各入居団体が活動紹介パネルを展示し、たくさんの方にご来場いただきました。

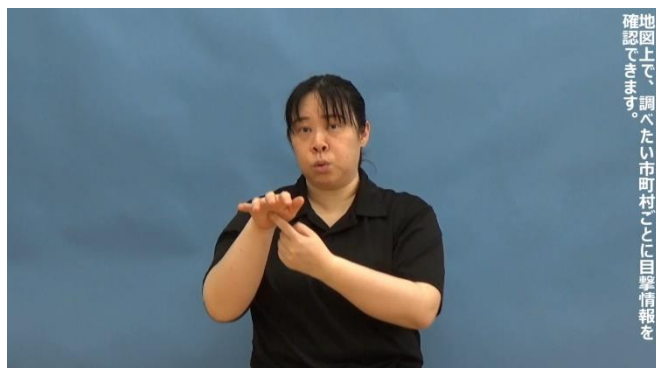


手話動画を公開しました

情報発信動画第1弾を作成、公開しました。今回は、「クマダス」って何？です。

令和6年7月1日より、運用開始されたツキノワグマ等情報マップシステム【クマダス】について説明しています。

当センターのHPで公開しておりますので、ぜひご覧下さい。



土砂災害から身を守る3つのポイント

昨年に続き、7月は大雨による被害が発生しました。

傾斜が急な山が多い日本は、台風や大雨等が引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべりなどによる土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。土砂災害は一瞬にして、尊い生命や家屋などの貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらします。土砂災害から尊い命を守るために、一人ひとりが日頃から備えておくことが重要です。そのために知っておくべき、身を守る3つのポイントを紹介します。

住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認

土砂災害のおそれのある地区は「土砂災害警戒区域」等とされています。普段から自分の家がこれらの土砂災害のおそれのある地区にあるかどうか、市区町村のホームページや国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」などで確認しましょう。

また、避難の際にどこにどのように逃げるのか知っておくことが大事です。市町村が作成する土砂災害ハザードマップを利用して避難場所や避難経路を確認しましょう。

雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。これは、警戒レベル4相当情報であり、市町村が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報で、災害の切迫度が高まっていることを示しています。

警戒レベル4で全員避難

お住まいの地域に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたら、地方自治体からの避難指示の発令（警戒レベル4）に留意するとともに、避難指示が発令されていない場合でも、キクル（危険度分布）などを参考にし、家族・親戚や地域内の方々に声をかけあい、早めに近くの避難場所など、安全な場所に避難しましょう。特に、お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大切です。夜中に大雨が予想される場合には、暗くなる前に避難することがより安全です。また、強い雨や長雨のときなどは、市町村の防災行政無線や広報車による呼びかけや緊急速報メールなどにも注意してください。土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

夜間の豪雨時などには避難をためらってしまいますが、普段から避難訓練に参加し避難に慣れていれば避難行動を起こしやすくなります。市町村などが行う土砂災害の避難訓練に参加しましょう。

政府広報オンライン「土砂災害から身を守る3つのポイント あなたも危険な場所にお住まいかもしれません！」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201106/2.html>)
を加工して作成

令和6年度 支援者養成事業 実施状況（7月31日現在）

秋田県手話通訳者養成研修会

★手話通訳Ⅰ ○開催地：秋田市 ○受講生：8名

○期間

令和6年6月2日～1月26日 8/31回

★手話通訳Ⅱ ○開催地：大館市 ○受講生：9名

○期間

令和6年5月11日～11月16日 6/16回

★手話通訳Ⅲ ○開催地：横手市 ○受講生：7名

○期間

令和6年6月30日～9月8日 5/10回

秋田県要約筆記者養成講座(手書き)

○開催地：秋田市 ○受講生：12名

○期間

令和6年5月18日～10月26日 11/23回

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

○開催地：秋田市 ○受講生：6名

○期間

令和6年5月21日～7月30日 9/9回

令和6年度 派遣事業 実施状況

(単位：人)

	手話通訳			要約筆記			盲ろう者向け通訳介助		
	4月	5月	6月	4月	5月	6月	4月	5月	6月
市町村事業	3	5	7	0	1	0			
県事業	4	10	8	8	10	3	16	16	19

発行元：〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5

秋田県社会福祉会館5階 秋田県聴覚障害者支援センター

TEL:018-874-8113 FAX:018-862-1820

MAIL:akita-chokaku@fukinoto.or.jp